

区協議会
運営マニュアル
(案)

令和6年1月

市民部 市民協働・地域政策課

目 次

第1章 区協議会の概要	
1 附属機関とは	1
2 区協議会の設置	1
3 区協議会の権限・責務	2
4 委員定数	3
5 委員の資格等	3
6 経過措置（令和8年3月31日まで）	5
7 委員の位置づけ等	6
第2章 委員の選任	
1 区協議会の委員の選任	8
2 委員の辞任、失職及び補充	15
3 代表会委員の選任	16
第3章 会議の運営	
1 会長及び副会長の選任	17
2 会長及び副会長の辞任	17
3 会議の開催情報の公開	17
4 会議資料の事前送付	17
5 傍聴の受付	18
6 議事	18
7 市職員による運営補助	18
8 会議録の作成	18
9 会議録等の公開	19
第4章 区協議会への諮問等	
1 案件の棲み分け	20
2 年間スケジュール	20
3 諮問・協議・報告	24
4 答申（諮問に対する回答）	25
5 意見（協議・報告に対する回答）	25
6 提案・要望	25
第5章 委員会	
1 委員会の設置	26

第1章 区協議会の概要

1 附属機関とは

市長・教育委員会等が行政執行に必要な専門家等の意見を聞くために市の内部に置く合議制の機関で、行政側からの委嘱を受けた委員が調査、審議、審査、調停等を行います。法的には、個別法又は地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき、条例の規定により設置されるものです。

区協議会は、法令任意型（法令に根拠があるが、設置は任意であるもの）に区分され、機能は「政策審議機能」に分類されます。執行機関の諮問に応じ、基本的な政策について、市民の意見を反映させるための見地、専門技術的見地又は公平・中立性確保の見地からの審議、調査等を行うものです。

◇地方自治法（抜粋）

（委員会・委員の設置）

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法令又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

（職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 区協議会の設置

（1）区協議会

地方自治法第252条の20第7項の規定に基づき、区協議会を設置するものです。

地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（以下、設置条例という。）第4条の規定により、区地域協議会として区ごとに区協議会を置いています。

（2）代表会

設置条例第5条の2第1項の規定により、中央区協議会及び浜名区協議会に代表会を置きます。天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運用します。

（3）地域分科会

設置条例第5条の2第1項の規定により、中央区協議会及び浜名区協議会に地域分科会を置きます。天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運用します。

（4）地区コミュニティ協議会

設置条例第29条第1項の規定により、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会に認定することができます。

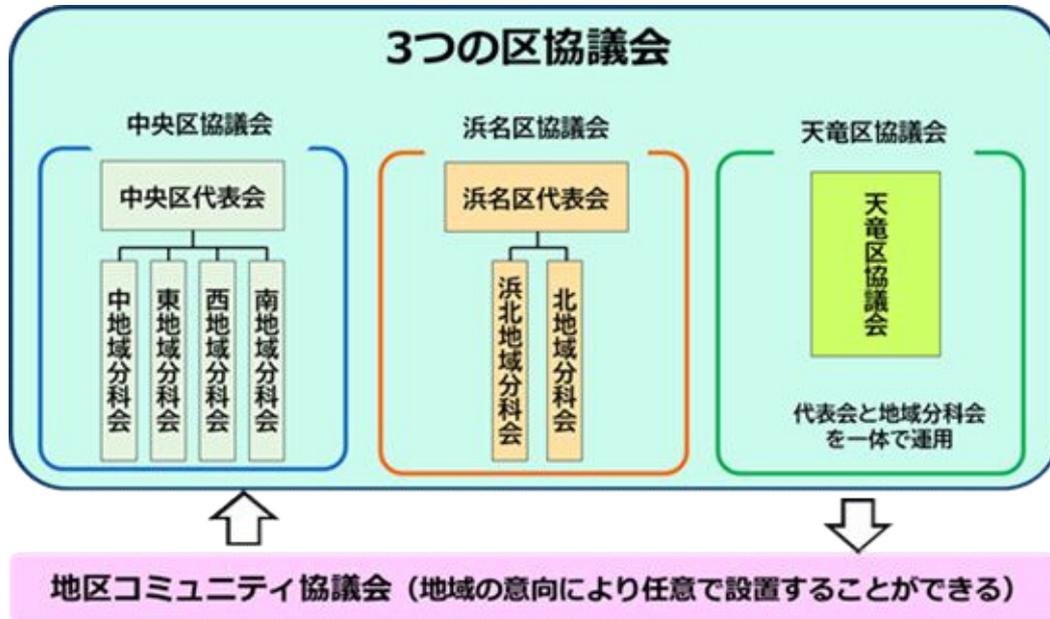
※地区コミュニティ協議会は、市の附属機関ではありません。

◇地方自治法（抜粋）

（区の設置）

第 252 条の 20

7 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。



3 区協議会の権限・責務

天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運用します。

(1) 代表会

- ① 区協議会の運営に関する事項を調整
- ② 諮問、協議、報告事項を審議
 - ・ 諮問、協議、報告事項を審議し、市へ意見を提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する
- ③ 諮問、協議、報告事項を付託
 - ・ 必要があると認める事項について、地域分科会へ付託して審議させることができる
 - ・ 付託した事項について、地域分科会からの意見をまとめて市へ提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する

(2) 地域分科会

- ① 地域づくりに関する事項を審議
 - ・ 地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から提出された提案、意見、要望について審議し、必要があると認める事項について、市へ提出することができる
 - ・ 市からの回答について、地区コミュニティ協議会へ報告する
- ② 代表会から付託された、市の諮問、協議、報告事項を審議
 - ・ 代表会から付託された事項について審議し、代表会に意見を提出する

4 委員定数

(1) 区協議会

委員の定数については、設置条例第5条第1項の規定により次表のとおりです。

区	区協議会の名称	委員の定数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

(2) 代表会

代表会の委員の定数については、設置条例第16条の規定により次表のとおりです。

区協議会	区協議会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

(3) 地域分科会

地域分科会の委員の定数については、設置条例第22条の規定により次表のとおりです。

区協議会	地域分科会の名称	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	20人以内
	東地域分科会	20人以内
	西地域分科会	20人以内
	南地域分科会	20人以内
浜名区協議会	北地域分科会	20人以内
	浜北地域分科会	20人以内

5 委員の資格等

(1) 委員の資格

① 市民

区協議会委員の資格は、当該区の区域内に住所を有する市民（住民基本台帳への登録が必要）です。

なお、中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する市民です。

② 市職員等の取り扱い

市職員（常勤の一般職及び特別職）は、特別な場合を除き選任しません。

また、同様に市の会計年度任用職員及び臨時的任用職員も区協議会委員となることはふさわしくありません。

市議会議員についても、行政委員会等の委員の就任について辞退していることから、特別な場合を除き選任しないこととします。

◇地方自治法（抜粋）

（地域協議会の設置及び構成員）

第 202 条の 5

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

（区の設置）

第 252 条の 20

8 第 202 条の 5 第 2 項から第 5 項まで及び第 202 条の 6 から第 202 条の 9 までの規定は、区地域協議会に準用する。

◇附属機関の設置及び運営マニュアル（抜粋）

市長の補助職員である市職員は、その所掌事務の範囲内で補助者としての意見を市長に述べるべきであるため、法令に定めのある場合その他特別の理由がある場合を除き附属機関の委員に選任しないものとする。国、県及び他の地方公共団体の職員についても法令に定めのある場合、知識経験者として選任する場合その他特別の理由がある場合を除き附属機関の委員に選任しないものとする。

（２）委員の任期及び再任回数

①委員任期 3年

②再任回数 1回限り（ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。）

幅広い人材からの幅広い意見集約という観点から、固定化しないことが望ましいですが、「附属機関の設置及び運営マニュアル」では、附属機関の設置目的を達成する上で、他の者に代えがたい特別な事情があると認められる場合は、基本方針の対象外とすることが規定されています。

再任については、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」第 4 条第 7 号の規定により「連続して」いなければ委員になる資格があります。また、「附属機関の設置及び運営マニュアル」から、公募委員も同様の扱いとなります。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の選任）

第 4 条 附属機関の委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的又は所掌事項に照らし、当該附属機関が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 専門的な知識、公平・中立性確保等設置の目的が的確に達成される委員構成とすること。この場合において、市民から選任するよう努めるものとする。
- (2) 委員数は、原則として 10 人以内とすること。
- (3) 同一人を委員として選任できる機関の数は、2 機関までとすること。
- (4) 男女の登用率は、委員定数の 35% を下回らないこと。
- (5) 職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- (6) 委員の任期は、法令等に定めのない限り 3 年を限度とすること。
- (7) 同一の委員について 6 年又は連続して 2 任期（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないこと。

◇附属機関の設置及び運営マニュアル（抜粋）

(8) 長期委嘱の禁止：2任期又は6年を限度

同一の委員について2任期又は6年連続して（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないものとする。なお、市民委員（公募）についても同様とする。

特定の委員を長期にわたって選任することは、ともすると視点が固定化し、審議会等の停滞につながる恐れがある。審議等の継続性・安定性を確保するため、特定の委員を選任しがちではあるが、意見が偏ることなく、多様な意見を反映させるためにも、特定の委員を漫然と選任しないこと。

(10) 選任基準の対象

(8)の選任基準について、以下に掲げる場合に該当するときは、達成できないやむを得ない理由があるものとしますが、引き続き、適正化に向けた検討をお願いします。

ア 委員の選任について法令又は条例に定めがある場合

イ 当該附属機関の設置目的を達成する上で、他の者に代えがたい特別な事業があると認められる場合

6 経過措置（令和8年3月31日まで）

(1) 選任、任期に係る経過措置

①区再編前の区協議会委員の取り扱い

区再編前に区協議会の委員の職にあった者は、区再編後の地域分科会の欄に属する区協議会の委員に選任されたものとみなし、任期は令和8年3月31日までとします。

区再編前	区再編後	
	地域分科会	区協議会
中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	
天竜区協議会	—	天竜区協議会

②三方原地区の委員

区再編前に北区協議会の委員の職にあった者のうち、三方原地区に住所を有する者は、区再編後の中央区協議会（中地域分科会）の委員に選任されたものとみなし、任期は令和8年3月31日までとします。

(2) 定員に係る経過措置

①区協議会の委員定数

令和8年3月31日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の区協議会委員を次のとおりとします。

中央区協議会	85人に令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を加えた人数以内
浜名区協議会	45人に令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を差し引いた人数以内
天竜区協議会	25人以内

②地域分科会の委員定数

令和8年3月31日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の地域分科会の委員を次のとおりとします。

中地域分科会	20人に令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を加えた人数以内
東地域分科会	20人以内
西地域分科会	25人以内
南地域分科会	20人以内
北地域分科会	25人から令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を差し引いた人数以内
浜北地域分科会	20人以内

7 委員の位置づけ等

(1) 委員の位置づけ

浜松市の非常勤の特別職となります。

地方公務員法第2条に規定する地方公務員（具体的には第3条第3項第2号）となるため、個人情報の保護に関する法律及び浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の適用になります。

地方公務員法（抜粋）

（この法律の効力）

第2条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条

3 特別職は、次に掲げる職とする。

二法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2) 報酬及び費用弁償

区協議会委員については、「浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例」に基づいて報酬及び費用弁償の支給をします。

区協議会委員が区協議会に係る会議に出席したときは、日額報酬 5,000 円より源泉徴収をした金額を支給します。ただし、代表会の会長及び地域分科会の会長、天竜区協議会の会長が会長職として会議に出席した場合は、日額報酬 6,000 円になります。（関係条例調整中）

(3) 報酬の受領辞退

区協議会委員が報酬の受領を辞退しようとする場合は、その旨を浜松市長あてに文書で届出します。

(4) 旅費

区協議会委員が公務のために旅行する場合は、3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給します。

◇浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（抜粋）

（費用弁償）

第4条

2 第2条第1項第14号及び第17号から第32号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

(5) 公務災害補償

区協議会委員は、「浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」第2条で規定する「職員」に該当するため、公務上において災害等を受けた場合は、条例で定める公務災害補償が適用されます。

区協議会委員が公務中に災害等を受けた場合は、区振興課（行政センター）は、職員厚生課へ連絡します。

◇浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（抜粋）

（職員）

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令〔昭和42年政令第274号〕第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- (2) 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年浜松市条例第32号）の適用を受ける者
- (3) 浜松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年浜松市条例第43号）の適用を受ける者
- (4) 浜松市水防団条例（昭和38年浜松市条例第19号）第7条の規定の適用を受ける者

第2章 委員の選任

1 区協議会の委員の選任

中央区協議会及び浜名区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により地域分科会による公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している地域分科会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

選任に当たっては、地域内の各地区から満遍なく委員を選任することを基本とします。

なお、天竜区協議会については、天竜区協議会は地域分科会を区協議会と読み替えて運用してください。

(1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員の3つに区分されます。

①地域分科会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

ア 団体推薦委員

地区コミュニティ協議会を設置した地域については、地区コミュニティ協議会へ推薦を依頼し、委員を選出するものとします。

その他の地域については、下記のような公共的な活動を営む団体（法人格の有無は問いません）から委員を選任します。

- (例) 地区コミュニティ協議会、自治会、シニアクラブ、民生委員、PTA、子ども会、消防団、水防団、地区社会福祉協議会、体育振興会、青少年健全育成会、NPO、ボランティア団体など

◇地方自治法（抜粋）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

◇行政事例（昭和24. 1. 13）

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

②前号に掲げる者のほか、地域分科会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

ア 公募委員

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

(例) 地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる方

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の公募）

第 5 条 附属機関の設置目的又は所掌事務を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、行財政改革を所管する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

イ 直接指名委員

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、地域分科会が推薦した者を選任できるものです。

（例）学識経験者など

（２）推薦会の設置

地域分科会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については地域分科会で承認し、市長へ提出します。

また、地域分科会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしくない場合は、市長は、その理由を添えて地域分科会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

設置条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、推薦会は地域分科会委員 5 人以内で構成し、地域分科会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・ 公共的団体等の選定案の策定
- ・ 公募委員の推薦案の策定（選考）
- ・ 直接指名委員の推薦案の策定
- ・ 公募委員の公募の方法の決定
- ・ その他、地域分科会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（2 期目）で構成することが望まれます。

①推薦会の設置

推薦会の設置については、設置条例施行規則第 3 条第 1 項に規定されています。

推薦会の組織及び運営に関する必要な事項について、地域分科会において定めます。

②推薦会の会議の運営

会議の運営は、地域分科会の会議運営の例により行います。会議の開催情報の公開については地域分科会と同様に行います。

個人情報に配慮しながら、委員の率直な意見交換が行われるように会議の運営を行います。

また、会議の当日に非公開となる可能性がある場合は、開催情報にその旨を案内します（「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照）。

<参考>

会議の非公開の主な理由としては、浜松市情報公開条例第7条第2号及び第5号などが考えられます。

非公開手続については、「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照してください。

◇浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議開催情報の公開）

第2条 附属機関の会議の開催に関する情報は、会議を非公開とする場合を含め、すべて事前に公表しなければならない。

2 附属機関を主管する課の長は、附属機関の会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を記載した文書を別に定めるところにより情報公開を主管する課の長に提出しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題又は内容
- (5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別（全部又は一部を非公開とする場合には、その理由）
- (6) 会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、その旨
- (7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の対応
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

3 情報公開を主管する課の長は、各課から提出された会議の予定を次の方法により市民に周知しなければならない。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市政情報室その他庁舎内での掲示

（原則公開）

第3条 附属機関の運営の透明性を確保するため、会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報（浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれているときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。

3 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあつては、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

（公開の可否の決定）

第4条 前条の規定により附属機関の会議を公開し、又は非公開とする場合は、あらかじめ当該会議の議を経なければならない。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

◇浜松市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(5) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 選任までの流れ（標準モデル）

※アルファベットは、「(5) 区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）」と対応

①委員構成検討及び推薦会設置要綱の制定（地域分科会） ㉠

- ・委員構成（分野・団体など）の意見交換（必要に応じて）
- ・推薦会設置要綱の検討・決定

②推薦会の開催（推薦会）

推薦会については、選考の進捗状況により必要な回数を開催します。（概ね2回）

●第1回推薦会 ㉡

地域分科会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

- ・推薦会会長の互選
- ・推薦会の役割の説明
- ・附属機関の設置及び運営に関する基本指針の説明
- ・区協議会公募委員選考要領の検討及び決定
- ・区協議会公募委員募集要項の検討及び決定
- ・会議の公開・非公開の決定（以後の会議分も含む）

●第2回推薦会 ㉢

推薦会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

- ・団体推薦委員の公共的団体等の選定
- ・公募委員の選考
- ・直接指名委員の選考

③新委員推薦案の承認（地域分科会） ㉣

推薦案の公募委員及び直接指名委員に現区協議会委員が含まれる場合は、当該委員は自己の推薦に係る事項の議事に加わることはできません。（設置条例施行規則第7条第4項）

会議は地域分科会委員の半数が出席しなければ、開催することができないため、出席委員が半数以下とならないよう、必要に応じて議事を分離します。

会議資料について、個人情報が含まれる可能性があるため、資料の作成や地域分科会委員の資料管理への注意喚起、傍聴者への配布資料など配慮をする必要があります。

推薦会の推薦案が否決された場合は、否決の理由を添えて推薦会に差戻します。

④地域分科会新委員の推薦事項の提出（地域分科会） ㉤

地域分科会事務局は、地域分科会で承認された推薦事項を整え受付します。

⑤新協議会委員の委嘱（区振興課または行政センター） ㉥

- ・公共的団体等への推薦依頼
- ・区協議会委員就任承諾書の受領

- ・新委員の委嘱の起案・決裁
 ※決裁者：担当副市長、確認者：市民協働・地域政策課グループ長及び担当者
- ・新委員へ委嘱状交付
- ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員報告

(4) 公募の作業手順（標準モデル）

※アルファベットは、「(5) 区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）」と対応推薦会が公募を行う場合の標準的な作業手順は次のとおりです。

【手順1】公募委員選考要領及び募集要項の決定（第1回推薦会）㉔

公募委員選考要領及び公募委員募集要項を検討・決定します。

＜募集要項に記載する事項＞（浜松市附属機関の委員の公募に関する要綱より）

- ・名称
- ・所掌事務又は活動内容
- ・公募する委員の人数
- ・委嘱する期間
- ・会議の開催予定回数及び開催時期（曜日、時間帯等）
- ・応募資格及び応募するための条件
- ・報酬、費用弁償
- ・応募の方法及び応募期間
- ・選考方法
- ・選考結果の通知方法

【手順2】公募委員の募集 ㉕

広報はままつ及び市・区ホームページなどへ掲載その他の方法により募集要項の公表を行います。公募期間は2週間以上です。

【手順3】公募委員の選考（第2回推薦会）㉖

推薦会にて選考を行います。各推薦会が定める選考基準を満たす者がいない場合は公募委員を選考しないこともできます。

※ 選考基準を満たさなかった理由により、公募委員を選考しない場合は、欠員とならないように他の団体推薦委員又は直接指名委員を選考します。

※ 公募委員の選考に関する情報は、浜松市情報公開条例に規定する非公開情報に該当しない限り、極力公開に努めなければなりません。

したがって、応募者の氏名（選考されなかった者に係るものを含む）などの公開について、応募者に事前承諾を得る等の措置をとる必要があります。

【手順4】選考結果の通知 ㉗

公募委員の選考結果について、地域分科会が市長へ推薦を行った後に応募者へ書面等（地域分科会会長名）で通知します。

※ 通知方法については、「公募委員募集要項」にて定めます。

(5) 区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日＝4月1日と想定

	地域分科会	推薦会		区役所（行政センター）
			公募	
10月	㉠ ・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任			
11月		㉡ ・第1回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定		・新委員について政策法務課に事前協議 （選任基準※を満たしている附属機関については、事前協議に代えて、チェックリストにより自己点検を実施する）
12月			㉢ ・公募委員募集 広報はままつ市・区HP等に募集記事掲載	・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1月	㉣ ・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出	㉤ ・第2回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を地域分科会へ提出		
2月			㉥ ・選考結果の通知	・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
3月				
4月				㉦ ・新委員委嘱 ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

※選任基準とは、兼務数、男女登用率及び長期委嘱の基準をいう。（ガイドラインの「選任基準を満たしている附属機関の一覧」を確認）

2 委員の辞任、失職及び補充

(1) 区協議会委員の辞任

区協議会委員が辞任しようとするときは、市長に辞任届を提出し、区振興課（行政センター）は市民協働・地域政策課へ書面にて報告します。

(2) 失職

区協議会委員は、当該所掌区域外へ住所（所在）を変更した日から、委員としての資格を失います。この場合、区振興課（行政センター）は、本人へ通知するとともに区協議会（地域分科会）へ報告します。

また、市民協働・地域政策課へ欠員の報告を書面にて行います。

※委員の死亡による欠員の場合も、同様に市民協働・地域政策課へ報告します。

※団体推薦委員が、選出母体の役職を退任した際の取り扱いについては、各地域や団体の実状に合わせて、地域分科会で定めます。

(3) 補充

何らかの理由により区協議会委員が欠けた場合には、新たに区協議会委員を補充します。選任に当たっては、地域内の各地区から満遍なく委員を選任することを基本とします。

<補充の流れ>

①推薦方法の決定

区協議会委員の選任については、推薦会を設置することになっていますが、推薦会委員の指名（地域分科会の議決）など推薦会の設置に時間を要することから、補充に関してのみ地域分科会の議決によって、それ以外の推薦方法により実施することができます。

ア 推薦会による推薦案の策定

改選時と同様に、5人以内の委員で構成する推薦会を組織し、その推薦により行います。

イ 地域分科会の議決により定めた方法による推薦

地域分科会の定める独自の方法で推薦することが可能です。ただし、推薦にあたっては、公平性を確保しなければなりません。

（例）団体推薦委員が欠けた場合、推薦会を設置せずに、辞任（又は失職）した委員の選出母体へ補充委員の推薦を依頼することについて、地域分科会で議決する。

②補充委員の推薦

地域分科会は設置条例施行規則第2条第1項第1号に規定する選定団体又は同条同項第2号に規定する推薦者を市長に提出します。

③委員の委嘱

区振興課（行政センター）は、地域分科会からの推薦に基づいて、委員就任承諾書を受領し、委嘱手続を行います。

＜補欠委員の任期＞

補欠の区協議会委員の任期は、在任者との任期の不揃いを防ぐため、前任者の残任期間としています。

3 代表会委員の選任

代表会委員は、地域分科会ごとに条例別表第4に定める選出数の範囲内で、当該地域分科会委員の互選により定めます。

(1) 中央区代表会

中・東・西・南地域分科会の会長、副会長の計8人で構成

(2) 浜名区代表会

浜北・北地域分科会の会長、副会長に加え、各地域分科会から2人ずつ選出し、計8人で構成（地域性に配慮して選出。各地域分科会の会長・副会長のように視野の広さを持った方を選任。）

第3章 会議の運営

1 会長及び副会長の選任

代表会や地域分科会（天竜区は区協議会。以下同じ）の会長及び副会長の選任は、設置条例により「会長及び副会長1人を置く」「互選により定める」とされています。互選の方法は、改選後の初回の会議で協議して定めます。

なお、会長・副会長の任期は、設置条例により「区協議会委員の任期による」とされています。

2 会長及び副会長の辞任

会長等が病気その他やむを得ない事由によって、任期中に会長等の職を辞任しようとするときは、代表会や地域分科会の承認を得なければなりません。

※会長等の職を辞任した場合であっても、同時に区協議会委員の資格は失われません。

(1) 会長の辞任

- ・辞任願の提出先は副会長となります。
- ・会長自らが会議に諮ることはできないため、副会長が会議に諮ります。

(2) 副会長の辞任

- ・辞任願の提出先は会長となります。
- ・副会長から辞任願の提出があったときは、会長が会議に諮ります。

3 会議の開催情報の公開

代表会や地域分科会の会議の開催情報は、各々が定める期日までに公開します。

なお、傍聴人の定員は、区振興課長（行政センター長）が、会議の開催ごとに定めるが、1回の会議につき、最低5人は傍聴できるように努めてください。

(1) プレスリリース・議会等への情報提供

区振興課（行政センター）は、開催日程の決定後速やかに、市民協働・地域政策課に報告します。

市民協働・地域政策課は、報告を取りまとめ、広聴広報課へのプレスリリース、議会への情報提供及びコアら掲示板への掲出を行います（毎月10日前後）。ただし、委員会や推薦会などについては、プレスリリース、議会への情報提供及びコアら掲示板への掲出は行いません。

(2) ホームページへの掲出

区振興課（行政センター）は、代表会及び地域分科会が定める期日までに区役所等のホームページ担当へ掲出を依頼します。

4 会議資料の事前送付

区振興課（行政センター）は、会議での議論を円滑に行うため、会議開催の概ね1週間前までに委員へ会議資料を送付します。

5 傍聴の受付

(1) 一般傍聴

傍聴希望者は、区振興課（行政センター）に、電話、電子メール、来庁すること等により傍聴を申し込むものとします。

傍聴希望者が傍聴に訪れた際には、傍聴券を交付します。

(2) 報道のための傍聴

報道関係者が取材のために会議を傍聴する場合は、傍聴申込や撮影の許可など所定の手続きは不要です。

6 議事

設置条例13条及び第21条、第27条の規定により、会議は区協議会委員の半数が出席しなければ、開催することができません。

また、会議は会長が議長となり、議事は議長を除いた出席委員の過半数で決定します。

ただし、可否同数で意見が分かれた場合は、議長が意思表示をして、議事を決定することになります。Web会議で一部の委員がオンラインで出席した場合も通常の出席と同様に取り扱います。

7 市職員による運営補助

(1) 区役所及び行政センター職員

区役所及び行政センターの職員は、円滑な議事を進行するため、会議に出席し、会長をサポートします。

(2) コミュニティ担当職員

コミュニティ担当職員は、地区コミュニティ協議会から地域分科会へ出席する委員（コミュニティ担当職員が所属している協働センターを活動拠点とする地区コミュニティ協議会の選出委員）と会議資料の内容を確認したり、共に会議へ出席し、委員の発言を補足したりするなど、委員をサポートします。

また、地域分科会からの報告事項等について、地区コミュニティ協議会に出席し報告します。

8 会議録の作成

区振興課（行政センター）は、会議終了後直ちに会議録を作成し、議長が指名した2人以上の区協議会委員に確認します。（会議録署名人の署名等まで概ね1ヵ月）

署名後の会議録は、市民等からの公開請求に対応するため、区振興課（行政センター）で保管します。

※会議録署名人は、設置条例施行規則第7条第3項等において、「議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の委員が署名又は記名押印、その他市長が別に定める方法により確認しなければならない。」とされていることから、議長も署名人になることは可能ですが、調製する本人が署名することは極力避けることが好ましいです。

9 会議録等の公開

(1) 公開

区振興課（行政センター）は、署名後の会議録を市民等へいつでも公開できるようにします。また、委員には必要に応じて、会議録の写しを配布します。

(2) ホームページへの掲出

区振興課（行政センター）は、区役所等のホームページ担当へ会議録及び会議資料の掲出を依頼します。

(3) 協働センターだよりなどを活用した情報発信

区振興課（行政センター）は、区協議会の議事等の情報を協働センター等へ共有し、協働センター等は、地域に関する情報について協働センターだよりなどを活用して区協議会の情報を地域へ発信します。

第4章 区協議会への諮問等

1 案件の棲み分け

(1) 代表会

区域全体に関する事項を議論

- ・ A (諮問) 公の施設の設置又は廃止など (随時)
- ・ B (協議) 条例や計画のパブリック・コメントなど (随時)
- ・ C (報告) 区政運営方針への提案 (2月)、報告 (5月)
- ・ D (報告) 区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など (随時)

(2) 地域分科会

所掌区域に関する事項を議論

- ・ E 地域課題の議論 (通年)
- ・ F (諮問) 区役所の予算編成 (所掌区域のみ) の諮問、答申、結果 (9月・10月・2月)
- ・ G (協議) 地域力向上事業 (助成事業) の提案、事後評価 (2月ほか・5月)
- ・ H (協議) 地域力向上事業 (助成事業以外) の提案 (4月ほか)

2 年間スケジュール (※下記アルファベットは上記1に対応)

(1) 代表会

委員の負担に配慮して、年間スケジュールを設定します。

- ・ 定例的に地域分科会に付託する案件は、前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。
- ・ 書面やオンライン会議の開催など効率よく柔軟に対応してください。
- ・ 諮問事項について、代表会委員から意見がない場合は即日答申とし、意見があった場合は書面で翌月に答申してください。

① 令和5年度まで (必要があれば開催 (下記案件Cは2月開催予定))

- ・ 諮問、協議、報告事項は全て地域分科会へ付託

② 令和6年度から (4回程度/年)

- ・ 議案を提案する時期に合わせて開催 (5月 (9月議会案件)、7月 (11月議会案件)、10月 (2月議会案件)、2月 (5月議会案件))

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	
市議会		5月議会				9月議会		11月議会			2月議会	

2月

(2) 地域分科会

① 令和5年度まで(3回程度/年)

- ・地域課題をはじめ、代表会から付託された諮問、協議、報告事項を議論
- ・令和6年度からは市の諮問、協議、報告事項を少なくし、地域課題の議論を充実

② 令和6年度から(12回程度/年)

- ・地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題を中心に議論
- ・代表会から付託された地域性の強い諮問、協議、報告事項を議論

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	
地域分科会	E・H	E・G (A・B・ C)	E	E (A・B)	E	E・F	E・F (A・B)	E	E	E	E・F・G (A・B・ C)	E
市議会		5月議会				9月議会		11月議会			2月議会	

5月議会

(3) 会議の流れ (標準モデル)

ア 諮問 (9月議会に提出する場合)

※代表会で審議する案件は白矢印、地域分科会に付託する案件は灰色矢印

	市	区協議会		市議会
		代表会	地域分科会	
4月	<p>【事業所管課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調整、資料作成、提出 <p>※本庁の所管課が提出する案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働・地域政策課を経由して区振興課へ資料提出 <p>※区役所の所管課が提出する案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区振興課へ資料提出 <p>【区振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付託案件の前捌き <p>※代表会へ付託案件を確認し、市民協働・地域政策課へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書面会議等で付託案件を決定 		
5月	<p>【区振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申書の内容を確認し、市民協働・地域政策課へ提出 <p>【市民協働・地域政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申書を受付(即日答申)し、事業所管課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ①付託しない場合 ・案件協議 ①-1(即日答申の場合) ・答申書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ②付託する場合 ・案件協議 	
6月	<p>【区振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申書の内容を確認し、市民協働・地域政策課へ提出 <p>【市民協働・地域政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申書を受付(翌月答申)し、事業所管課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ①-2(翌月答申の場合) ・答申書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ②-1(即日答申の場合) ・答申書の作成 	
7月	<p>【事業所管課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見付き答申の場合、回答を区振興課へ提出 ・財政課へ9月議会案件提出 <p>【区振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申に対する事業所管課の回答を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの回答を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの回答を報告 	
8月				
9月				9月議会 審査

※11月議会案件は7月、2月議会案件は10月、5月議会案件は2月の区協議会に諮問する。

イ 協議・報告案件（5月の区協議会で協議する場合）

※代表会で審議する案件は白矢印、地域分科会に付託する案件は灰色矢印

	市	区協議会		市議会
		代表会	地域分科会	
4月	【事業所管課】 ・事前調整、資料作成、提出 ※本庁の所管課が提出する案件 ・市民協働・地域政策課を経由して区振興課へ資料提出 ※区役所の所管課が提出する案件 ・区振興課へ資料提出			
	【区振興課】 ・付託案件の前捌き ※代表会へ付託案件を確認し、市民協働・地域政策課へ報告	・書面会議等で付託案件を決定		
5月	【事業所管課】 ・意見を確認	①付託しない場合 ・案件協議		
		・意見をとりまとめ	②付託する場合 ・案件協議	
6月	【事業所管課】 ・回答を区振興課へ提出	・市からの回答を報告	・市からの回答を報告	
	【区振興課】 ・回答を確認			

ウ 提案・要望（4月の区協議会で議論する場合）

	市	区協議会		市議会
		代表会	地域分科会	
4月	【区振興課、行政センター】 ・提案等の内容を確認し、事業所管課へ提出		・提案、要望	
5月	【事業所管課】 ・回答を区振興課へ提出		・市からの回答を報告	
	【区振興課、行政センター】 ・回答を確認			

3 諮問・協議・報告

(1) 事前調整

事業所管課は、市長協議、政策調整会議、市政運営会議等での協議や所管部局（組織面、財政面）との調整により庁内での合意形成を図ります。また、本庁の事業所管課については、関係書類の提出前に市民協働・地域政策課と調整します。なお、区協議会への諮問等は、事業を所管する部長の決裁が必要です。

区役所の所管課に関する案件については、区振興課（行政センター）と直接調整します。

◇浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（区協議会の権限）

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 第26条第2項の規定（第11条第1項各号に掲げる事項に係る部分を除く。）並びに第26条第3項及び第4項の規定は、天竜区協議会について準用する。

3 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 区役所に係る予算編成に関する事項
- (2) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

◆諮問

市の施策に関する重要事項であって区の区域に係るもの、公共施設の設置又は廃止、住民生活への影響が大きいもの等、市民意見を聴取しなければならないもの

※答申の受け取りには、諮問から概ね1か月の期間を要します。

◆協議

諮問以外の案件で、市民意見を聴取したいもの

◆報告

過去に諮問もしくは協議した案件に関して、決定事項を案内・周知するものや進捗状況を報告するもの（事業内容に変更があるものは除く）。市民生活に影響を及ぼす緊急的または突発的な案件等に関して対処状況を報告するもの。

(2) 書類作成

事業所管課は、提案様式を作成し、市民協働・地域政策課へ提出します。

なお、諮問の場合は、諮問のかがみを作成しますが、市長部局については市民協働・地域政策課、その他の部局はそれぞれで作成します。（教育委員会所管の事業は「浜松市教育委員会」、上下水道部所管の事業は「浜松市水道事業及び下水道事業管理者」、消防の場合は「浜松市消防局消防長」など）

(3) 区振興課への書類送付

市民協働・地域政策課は、諮問案件等のデータを区振興課へ送付し、区振興課は、代表会へ付託の有無を確認します。確認後、付託案件については、区振興課から行政センターへ資料を送付します。

市民協働・地域政策課は、諮問事項等の一覧を作成し、議会へ情報提供します。

4 答申（諮問に対する回答）

(1) 答申書の提出

諮問を受けた区協議会は、答申期日までに答申のかがみ、答申書を作成し、市民協働・地域政策課へ提出します。（特に意見がない場合は、即日に答申書を提出することができます。意見があり即日で意見がまとまらない場合は、翌月に事務局を通じて答申書を提出します。）

※地域分科会で審議した案件

地域分科会へ付託された諮問は、代表会にて各地域分科会からの答申を取りまとめて市へ提出します。

(2) 答申の取り扱い

市民協働・地域政策課は、区振興課からの答申書を取りまとめ、諮問のあった事業所管課へ報告するとともに、議会への情報提供を行います。また、市ホームページへも掲出します。答申の報告を受けた事業所管課は、必要に応じて答申書に対する回答を作成し（部長決裁）、代表会に回答を送付します。代表会は、付託した案件について、地域分科会に共有します。

5 意見（協議・報告に対する回答）

区振興課は、協議・報告事項について、代表会又は各地域分科会委員からの意見を取りまとめ、事業所管課へ報告します。

報告を受けた事業所管課は、回答を作成し、区振興課に回答を送付します。また、区振興課はその回答を行政センターへ提供し、地域分科会の事務局が報告します。

6 提案・要望

地域分科会は、地域住民の提案や要望などを集約し、必要と認めるものについて審議し、市に対して設置条例に基づき提案・要望を行うことができます。

提案・要望の方法は、「書面」のほか、委員の「口頭」による発言をとりまとめ、事務局（区振興課もしくは行政センター）を通して、事業所管課へ提出する方法があります。

(1) 提案・要望への回答

地域分科会から提案・要望を受けた事業所管課は必ず回答を作成し、事務局（区振興課または行政センター）と調整した方法により、区協議会へ報告します。

【回答方法】

- ・書面による提案・要望：書面により回答する
- ・口頭による提案・要望：事務局と調整した方法により回答する

(2) 留意点

地域分科会は、地域団体等から要望が提出された場合は、公平・中立性の観点または、市の附属機関としての位置づけを考慮し、内容を十分審議したうえで、区協議会として要望を受けるべきかどうか議決します。

区協議会は市の附属機関であることから、国・県等に対して直接要望書を提出することは、好ましくありません。区協議会が国・県等に対して要望を行いたい場合は、「市長等から国・県等に対して要望してほしい」旨の提案・要望書を提出します。

第5章 委員会

1 委員会の設置

地域分科会の事務の一部について、審議させるために地域分科会内に委員会を置くことができます。(天竜区協議会は地域分科会を区協議会と読み替えて運用してください。)

地域分科会は地域住民の代表である地域分科会委員全員で協議することが原則と考えます。しかしながら、地域課題の解決に向けて、特定の分野を少人数で深く審議することが有効である場合は、定例的な委員会を設置してもよいと考えます。ただし、諮問について委員会に付託することは想定していません。委員会を設置する場合は、地域分科会で協議し設置します。

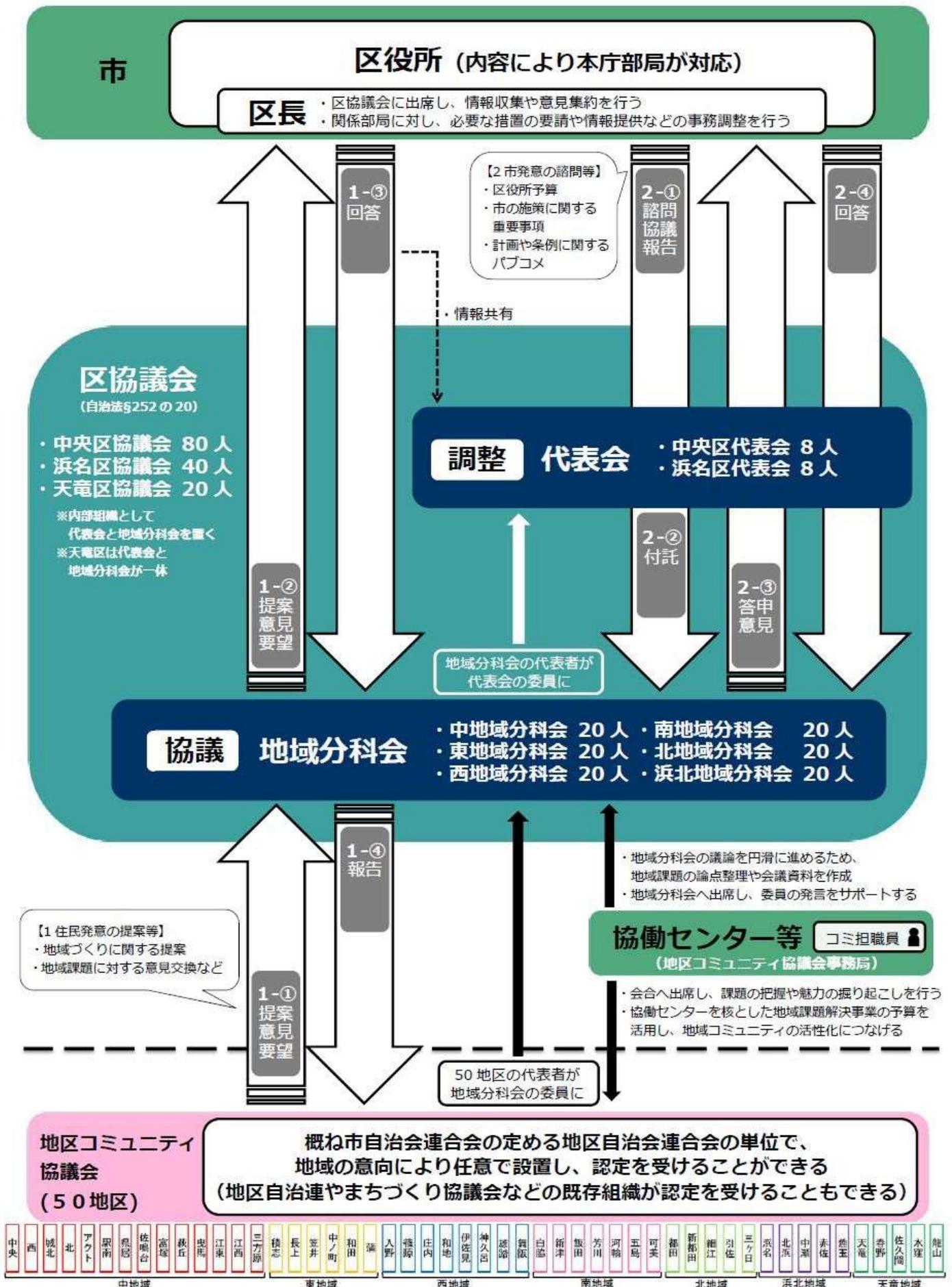
(1) 委員会の設置

委員会の設置については、条例第14条、第28条に規定されていますが、委員会の委員が地域分科会委員であること以外は規定されていません。委員会の組織及び運営に関する必要な事項について、地域分科会の議決において定めます。

なお、予算措置がなされていない場合は、予算措置を講じてから設置します。

(2) 会議の運営

委員会の運営については、区協議会の会議運営の例により行います。



※図内の数字 1-①～④：住民発意の提案等の流れ、2-①～④：市発意の諮問等の流れ